

- 術と関連づけながら理解させる。
- (2) 化粧品によるかぶれについて、その発生機序と予防法との概略を述べ、美容の業務において注意すべき点は何かを学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 必要に応じて、各種の模型、標本、スライド、OHP、ビデオなどの視聴覚教材を用いたり、実験や観察を行って学習効果を高める。
- 2 本課目は、安全で効果的な美容技術を提供するための基礎となるものであるから、特に、皮膚、毛髪などに関する講義にあたっては、常に美容業務との関連に配慮しつつ、具体的事例をあげることによって生徒の理解を高めるようにする。
- 3 皮膚、毛髪の保健衛生については、衛生管理と関連させながら体系的な知識、技術の習得に努めさせる。

第4節 美容の物理・化学

第1款 実施方法

- 1 美容の業務を安全かつ効果的に行うためには、正確な科学的知識と合理的思考に裏付けられた美容器具や化粧品の適正な取り扱いが不可欠であることを理解させる。
- 2 特に、物理・化学の基本原則についての理解とその応用能力とが、美容師にとって、きわめて重要な意義を持つものであることを理解させ、美容器具や化粧品の合理的な取り扱い方法に習熟させる。あわせて、美容器具や化粧品による危害を防止するための使用上の注意を学ばせる。
- 3 特に、化粧品は、美容技術を行ううえで欠くことのできないものである反面、その使用方法を誤れば重大な健康被害を起こすおそれがあるものであることから、その化学的な性質を理解させるとともに、これを正しく使用するためには正確な知識と適正な技術とを身につけることが重要であることを認識させる。

第2款 各項目の内容

1 美容の物理

- (1) 熱伝導、光、電磁気など物理の基本原則について、美容技術の実例に則して理解させる。
- (2) 美容で使用する主な機械器具の構造、原理、機能、操作方法について、物理の基本事項を学ばせる。
- (3) 刃物、はさみの材料として使用される金属の物性などについて学ばせる。
- (4) 美容で使用する主な機械器具の使用上の注意、保守管理の方法について理解させる。

2 化粧品の化学

- (1) 物質の相変化、溶液、酸アルカリ、酸化還元反応など化学の基本原則について、美容技術の実例に即して理解させる。
- (2) 化学薬品の取扱、溶液の調整法など化学の基本操作を身につけさせる。
- (3) 石けん、洗剤、化粧水、ヘアシャンプー、ヘアリンス、整髪料、養毛剤、染毛剤、除毛剤、パーマ液など美容において使用される主な化粧品の種類、使用目的、成分、作用原理、使用上の注意について理解させる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 必要に応じて、各種の模型、スライド、OHP、ビデオなどの視聴覚教材を用いたり、実験や観察を行って学習効果を高める。
- 2 特に、実験や観察は物理や化学の基本を理解するうえで不可欠の学習方法であるから、これらの授業にあたっては、講義に片寄らず、できるだけ多くの実験や観察の機会を設け、科学的思考方法を身につけさせることが望ましい。
- 3 理論や法則を羅列する講義に終始することを避け、常に美容の業務との関連性を念頭におきつつ、物理や化学に関する正確な知識と理解とが美容師の業務を全うするために重要であることを生徒に認識させることが必要である。

第5節 美容文化論

第1款 実施方針

- 1 美容業の使命のひとつが、よりすぐれた人間美の創造、実現にあることをよく認識させ、この使命の達成のために必要な美的感覚を身につけ、これを洗練し、芸術的な表現力と鑑賞力とを養う。
- 2 美容の業務を全うするためには、確かな技術力を身につけるとともに、豊かな感性に裏打ちされた優れた表現力を養うことが必要であることを自覚させる。

第2款 各項目の内容

1 美容文化史

- (1) わが国における美容ファッションの変遷について知らせる。
- (2) 海外における美容ファッションの変遷について知らせる。
- (3) 流行を追う心理、流行が社会に及ぼす影響、流行が美容業において占める意義と役割について知らせる。

2 美容デザイン

- (1) 造形の原理、造形と心理、美容における造形の意義と応用などについて学ばせる。
- (2) 色彩の原理、色彩と心理、美容における色彩の意義と応用などについて学ばせる。

3 服飾

- (1) 服飾の原理、美容における服飾の意義などについて理解させる。
- (2) 服飾の歴史のあらまし、衣服の種類、衣服に関するエチケットなどについて学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

一方的な講義に片寄ることなく、教科内容に即した適当な課題を与えて、生徒同士に討論させ、あるいは、レポートを作成させ、さらには、適当な教材を用いてこれについて感じたことを発表させるなど学生の自主的な判断力の向上を図るような学習方法を用いるように努める。

第6節 美容技術理論

第1款 実施方針

- 1 美容技術についての知識を衛生的、能率的に実践する態度と習慣とを養い、工夫と創造の能力とを身につけさせる。
- 2 美容器具の正しい取扱の方法と美容の基礎的技術とを作業の実際に即して指導し習熟させる。
- 3 優れた美容技術は、経験によってだけ得られるものではなく、科学的合理的な方法によって把握されなければならないことを強調する。

第2款 各項目の内容

1 器具の取扱い

- (1) 人間の手と器具の働き、美容器具の種類と特徴などについて理解させる。
- (2) コーム、ヘアブラシ、レーザー及びヘアアイロンについて、その種類、各部の名称、使用目的、形態と機能、選定法、研磨法、基本的操作法、手入れ法などを学ばせる。
- (3) ヘアドライヤー、ヘアスチーマー、ブラシ、被布及び布片類について、その種類、使用目的、形態と機能、手入れ法などを知らせる。
- (4) 器具の材質、形態に応じた消毒法について、具体的に理解させるとともに、その正確な実施方法、注意事項を身につけさせる。
- (5) 美容に用いられるその他の電気器具類、備品類、容器類などについて、その種類、各部の名称、使用目的、形態と機能、選定法、基本的操作法、使用上の注意などを学ばせる。

2 基礎技術

- (1) 美容技術の意義を学ばせ、技術を行う場合の心得を知らせる。
- (2) 美容技術に必要な人体各部の名称を知らせる。
- (3) 美容技術を行う場合の技術者の位置と姿勢、身体の機能その他美容技術を行う場合に考慮しなければならない基礎知識を知らせる。

3 頭部技術

スカルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカッティング、パーマネント・ウェービング、ヘアセッティング、マーセル・ウェービングなどの基本的な頭部技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。

4 特殊技術

ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなど美容の特殊技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。

5 和装技術

- (1) 日本髪の基本知識、技術の実際について学ばせる。
- (2) かつらの種類、あわせ方、かぶせ方について学ばせる。
- (3) 和装に関する一般知識、着付け技術について学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 美容所の作業の実態を見学させたり、実務に携わる美容師の講話を聞かせたりするなどして、美容技術に関する具体的な知識を習得させるように努める。

- 2 必要に応じて、実物を示したり、各種の模型、見本、OHP、ビデオなどの視聴覚教材を用いて学習効果を高める。
- 3 本課目は、美容実習とあいまって、美容師として必要な技術を身につけさせるための基礎となる課目であるから、常に美容実習の履修状況に配意しつつ、学習効果の向上に努めなければならない。

第7節 美容運営管理

第1款 実施方針

- 1 経営管理の基本的事項を学習することによって、美容業における科学的な経営管理手法の重要性を認識させ、美容所の経営に役立たせる。
- 2 美容業において、適切な接客態度がいかに重要であることを自覚させるとともに、消費者対応の基本を学ばせ、実践する能力を身につけさせる。

第2款 各項目の内容

- 1 経営戦略
経営戦略の基本的理論について、美容業における実例を交えて理解させる。
- 2 経営管理
(1) 経営管理の基本的理論について、美容業における実例を交えて理解させる。
(2) 美容所の経営に必要な経理事務に関する基本的事項を学ばせる。
- 3 労務管理
労務管理の基本的理論について、美容業における実例を交えて理解させる。
- 4 接客法
(1) 社会生活におけるエチケットの必要性、職場など社会生活の各側面におけるエチケットなどについて理解させる。
(2) 美容業における接客の意義と技術について具体的事例をあげながら学ばせる。
(3) 苦情処理など消費者対応の基本的事項について、美容業における実例を交えて学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 美容所の経営の実態を見学させ、美容の経営管理について、具体的な知識を習得させる。
- 2 経営管理を単に理論として理解するだけにとどまらず、美容所の経営に実地に活用する能力を高めるため、事例研究などの学習方法を積極的に活用するように努める。

第8節 美容実習

第1款 実施方針

- 1 美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身につけさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせることで完成させる技術を習得させる。
- 2 美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身につけさせる。
- 3 個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身につけさせる。

第2款 各項目の内容

- 1 器具の取扱実習
(1) 美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身につけさせる。
(2) 用途に適した美容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身につけさせる。
- 2 基礎技術実習
(1) 美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要な基本動作を身につけさせる。
(2) 施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身につけさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣づけさせることが必要である。
- 3 頭部技術実習
(1) スキャルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカットイング、パーマネント・ウェービング、ヘアセッティング、マーセル・ウェービングなどの基本的な頭部技術を確実に身につけさせる。
(2) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身につけさせる。
- 4 特殊技術実習
ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなど美容の特殊技術を身

につけさせる。

5 和装技術実習

日本髪（和装）の結髪技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術を身につけさせる。

6 総合実習

頭部、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるため、総合的な技術を身につけさせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 生徒の技術習熟の状況を常に把握するため、生徒ごとに実習記録と評価とを作成する。
- 2 実習の効果を生徒の間で評価させて、技能の向上のための刺激を与え、学習効果を高めるように努める。
- 3 いたずらに新しい技術を追求することなく、基本的な技術を確実に習得させるように指導する。
- 4 常に美容技術理論の学習状況に配慮しつつ、理論と実習との相互の連携を図って、美容師としての専門技術を効果的に習得させるように努める。
- 5 実習は養成施設内で実施することを原則とするが、生徒の技術習熟状況に応じて適宜、美容所での実務実習を行うことが望ましい。
- 6 養成施設は、実務実習を効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法とを作成しなければならない。
- 7 実施計画の作成にあたっては、生徒が基本的な美容技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身につけさせることを目標に、段階的に技術の習得ができるように配慮する。
- 8 実務実習は、1日あたり2時間、年間60時間（通信課程の生徒のうち美容所の従業者である生徒に対しては20時間）を超えない範囲で行うものとする。
ただし、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ美容所の営業状況を勘案して、実務実習の時間が2時間を超える時間を設けることが、その学習に効果的、かつ、有益であると認められる場合は、1日あたり4時間を限度として行うことができるものとする。
- 9 実務実習を行う場合、養成施設は、次の要件に適合する美容所に生徒の受け入れを依頼しなければならない。
 - (1) 管理美容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる美容師がいること。
 - (2) 当該美容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。
 - (3) 当該美容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。
- 10 実務実習の指導は、養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該美容所の美容師が行う。
- 11 実務実習を受ける生徒は、美容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないのであるから、指導にあたる美容師の十分な監督のもとで実習を行わせなければならない。
- 12 指導にあたった美容師は、生徒ごとに作成した実務記録を養成施設に提出し、これに基づいて養成施設が実務実習の評価を行う。

第3章 選択必修科目

第1節 一般教養科目群

第1款 実施方針

一般教養科目は、社会生活における基本的規範やコミュニケーション技術などを学ぶことによって、社会人としての心構えを養い、さらに、専門職業人として自覚を促すとともに、芸術、文化など幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すものである。

第2款 科目の例

1 日本語

- (1) コミュニケーションの基本技術としての日本語の重要性を認識させ、読み、書き、話す表現力及び聞く力を身につけさせる。
- (2) すぐれた文学作品を鑑賞させ、日本語の表現の多様性や美しさを感じさせる。
- (3) 日本文学の歴史の概要を知らせ、その特色について学ばせる。

2 外国語

- (1) 英語などの外国語について、基礎的会話能力を身につけさせる。
- (2) 語学の学習を通じて外国の文化、生活習慣などに関する理解を深める。

3 保健体育

- (1) 各種の運動の合理的な実践を通して、運動機能を高め、健やかな心身の形成、協調性のかん養を図る。

- (2) 適度な運動や適切な休息が心身の健康増進のために重要であることを理解させ、生涯を通じて継続的に運動ができる能力と態度を育てる。

4 情報技術

- (1) 情報技術の基礎理論と応用技術を学ばせる。
(2) コンピュータなどの情報機器の操作方法、情報処理の基礎技術を身につけさせる。
(3) 情報機器を活用して、日常業務の効率化、合理化を図る能力を身につけさせる。

5 社会福祉

- (1) 社会福祉の意義と目的とを学ばせるとともに、福祉施設や地域におけるボランティア活動などを通じてその重要性を認識させる。
(2) 美容師の職能を活かしてどのような社会福祉活動ができるかを学ばせる。
(3) わが国の社会保障制度のあらましについて知らせ、年金、医療保険などの重要性を学ばせる。

6 芸術

- (1) すぐれた芸術作品に親しみ、鑑賞する能力を身につけさせるとともに、生涯にわたって芸術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。
(2) 我が国及び世界の芸術の歴史を通じて芸術が個人や社会に及ぼす影響について学ばせるとともに、現代芸術の主な潮流について知らせる。

7 日本文化

- (1) わが国の伝統文化の歴史と特色を学ばせ、これを保存し、伝承することの重要性を理解させる。
(2) 茶道、華道などの代表的な我が国の伝統文化に親しませ、伝統文化が日常生活の根底に息づいていることを認識させる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 前款に示す課目は、一般教養課目の例であって、養成施設においては、一般教養課目の実施方針に則り、これ以外の課目を独自に設定することができる。
2 一方的な講義に終始することなく、課外実習や視聴覚教材などを用いた授業を行うことによって、学習意欲を高める工夫が必要である。
3 知識の習得よりも生徒の自由な発想を重視し、豊かな感性の発達を促すことに主眼をおいて指導する。

第2節 専門教育課目群

第1款 実施方針

- 1 専門教育課目は、必修科目において習得した基礎的な専門知識や技術を基に、さらに高度な専門知識や技術を身につけさせるものである。
2 科学的基礎に裏付けられた高度な美容技術を確実に実施する能力を身につけるばかりでなく、これらを応用して新たな技術を開発するための総合的能力を習得させる。

第2款 課目の例

1 エステティック技術

- (1) エステティック技術の目的が心身の健康と美の実現にあることを理解させ、科学的事実と合理的思考に裏付けられたエステティック技術の重要性を認識させる。
(2) エステティック技術の歴史、理論、現状のほか、各種のエステティック技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。特に、エステティック技術の効果と安全性に関する科学的基礎について十分に認識させる。
(3) エステティック技術において用いられる主な薬剤や機器の基本的使用方法や使用上の注意を身につけさせる。

2 美容カウンセリング

美容サービスの一環として行うカウンセリングの意義、目的、内容、実施上の留意点などについて、実地に即して学ばせ、美容師の業務を全うするためには、正確な技術を提供するとともに、顧客の要望に応じた適切なカウンセリングの実施が重要であることを認識させる。

3 食品保健・栄養理論

- (1) 食品保健・栄養の基本的概念を理解させ、食品保健の意義、食生活と健康との関係、バランスのとれた食事の重要性について認識させる。
(2) 特に、食生活と全身状態や皮膚、毛髪との健康との関連について正しく学ばせる。

4 メイクアップ

- (1) メイクアップの歴史、理論、現状のほか、メイクアップ技術の目的、種類、技術上の注意などについて学ばせる。
(2) メイクアップ技術において用いられる主な薬品と器具との基本的使用方法を身につけさせる。

- せる。
- 5 美容モード理論
必修課目の美容文化論において学習した造形、色彩、服飾などに関する基礎的知識を基に、顧客の個性、服装、その他の環境に応じてヘアスタイルを設計し、流行を創り出す能力を身につける。
- 6 美容総合技術
(1) 必修課目において習得した基本的技術を基に、さらに発展させた高度な技術を身につけさせるとともに、美容デザインの最新の国際的動向について学ばせる。
(2) 常に新しい技術の吸収を怠らず、また、自らも新しい技術の開発に努める姿勢を習慣づけさせ、専門技術者としての心構えを身につけさせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 前款に示す課目は、専門教育課目の例であって、養成施設においては、専門教育課目の実施方針に則り、これ以外の課目を独自に設定することができる。
- 2 生徒の学習段階に応じて、高度な技術の習得に努め、可能であれば、最先端の技術に触れる機会を与えることが望ましい。
- 3 生徒が進んで新しい技術を身につけ、また、常に自ら新しい技術を開発・工夫する姿勢を習慣づけることによって、美容業務においては、不断の改善と精進が重要であることを認識させる。
- 4 実習や生徒間の討論などを多用し、生徒が主体的に学習できるように努めなければならない。

理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準について（平成10年2月3日生衛発第124号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、指定規則第4条第1項第3号のホに基づき、別紙のとおり通信課程における授業方法等の基準を定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における理容師養成施設に対してその旨周知徹底願いたい。

なお、平成10年3月31日以前に理容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の取扱いとする。

【別紙】 理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準

1 総則

- (1) 理容師養成施設の通信課程における授業は、教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（以下「通信授業」という。）及び養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による授業（以下「面接授業」という。）の併用により行う。
- (2) 通信授業の実施に当たっては、添削等による指導（以下「添削指導」という。）を併せ行う。
- (3) 養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行う。

2 通信授業

- (1) 通信授業における教材は、次によるものであること。
 - ア 必修科目については、理容師の養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであって、「理容師養成施設の教科課程の基準」（以下「教科課程の基準」という。）に示す教科課程の各項目の内容に従って構成されるものであること。選択必修科目については、教科課程の基準に従い、各養成施設において、適切な構成とすること。
 - イ 各教科科目相互の関連が十分とれていること。
 - ウ 生徒の能力からみて程度が高過ぎるところはないこと。
 - エ 正確、公正であって、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。
 - オ 統計などの資料は、信頼性のある適切なものであること。
 - カ 自学自習についての便宜が適切に与えられていること。
- (2) 添削による指導は、必修科目については、教科課程の基準に示す教科課程の各項目について1回以上行うこと。選択必修科目については、進度に応じて適当な回数行うこと。
- (3) 添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。
- (4) 生徒からの質問は随時適切な方法で受け付け、十分に指導を行うこと。

3 面接授業

- (1) 面接授業は、通信授業及び添削指導との関連を考慮して行うこと。
- (2) 面接授業の内容は、必修科目については、別添「理容師養成施設の通信課程の面接授業における必修科目の内容の基準」によるものとし、選択必修科目については、各養成施設において、適切なものとする。
- (3) 面接授業の授業時間数は、次の表のとおりであること。ただし、理容所の従業者である生徒に対する面接授業にあっては、括弧内の数字によることができること。

必修科目	590 (295) 時間以上
関係法規・制度	10 (10) 時間以上
衛生管理	30 (30) 時間以上
理容保健	30 (30) 時間以上
理容の物理・化学	30 (30) 時間以上
理容文化論	15 (10) 時間以上
理容技術理論	15 (5) 時間以上
理容運営管理	10 (5) 時間以上
理容実習	450 (175) 時間以上
選択必修科目(実習を伴う各科目)	10 (5) 時間以上

- (4) 面接授業の1回の日数は、5日以上とし、1日の授業時間数は、7時間以内であること。
- (5) 同時に授業を行う1学級の生徒数は、40人を標準とすること。
- (6) 面接授業を行う場所は、当該養成施設の校舎であること。ただし、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒に対する面接授業を行う場所は、他の養成施設その他面接授業を行う場所として適当と認められる施設であること。

4 添削指導のための組織等

養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けること。

5 その他

(1) 養成施設は、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を適当な機関に委託することができること。この場合において、当該養成施設及び受託機関は、相互に連携を図り、生徒の学習に支障のないようにすること。

(2) 通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する機関については、理容師の養成、教育の円滑な運営を図るとともに、養成施設の運営の一部であることから、委託する事務の継続性、事務処理体制の確実性等を確保することが必要である。このため、委託先はこれらの趣旨を踏まえて営利を目的としない法人であること。

【別添】 理容師養成施設の通信課程の面接授業における必修課目の内容の基準

第1 関係法規・制度

1 衛生行政

(1) 衛生行政の意義

2 理容師法

(1) 法の目的

(2) 理容師に対する法的規制

(3) 理容所に対する法的規制

第2 衛生管理

1 公衆衛生概説

(1) 公衆衛生の意義

(2) 公衆衛生と理容業

(3) 保健所の業務

2 感染症

(1) 理容所における感染症対策

3 環境衛生

(1) 環境衛生の意義と目的

(2) 理容所における環境衛生

4 衛生管理技術

(1) 理容所における衛生管理の意義と目的

(2) 消毒法の選択と実施方法

(3) 消毒法の実習

第3 理容保健

1 人体の構造及び機能

(1) 人体の構造及び機能と疾病との関連

2 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能

(1) 皮膚及び皮膚付属器官の構造

(2) 皮膚の生理的作用と理容との関係

(3) 毛髪及び爪の生理的意義と特性

3 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生

(1) 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生と理容施術上の注意

4 皮膚及び皮膚付属器官の疾患

(1) 皮膚及び皮膚付属器官の疾患と理容との関係

(2) 化粧品によるかぶれと理容施術上の注意

第4 理容の物理・化学

1 理容の物理

(1) 理容業で使用される機械器具の構造、原理、機能及び操作方法に係る物理の基本事項

(2) 理容業で使用される機械器具の使用上の注意及び保守管理の方法

2 化粧品の化学

(1) 化学薬品の取扱い、溶液の調整法等の実習

(2) 化粧品の種類、使用目的、成分、作用原理及び使用上の注意

第5 理容文化論

1 理容文化史

(1) 理容ファッションの変遷

(2) 理容業における流行の意義と役割

2 理容デザイン

(1) 造形及び色彩の原理

(2) 理容における造形及び色彩の意義と応用

3 服飾

(1) 理容における服飾の意義

(2) 衣服に関するエチケット

第6 理容技術理論

1 器具の取扱い

(1) 理容器具の種類、各部の名称及び使用目的

(2) 理容器具の選定法、研磨法、基本的操作法及び手入れ法

(3) ヘアドライヤー、ヘアアイロン及びブラシの使用目的と手入れ法

(4) 被布及び布片類の使用目的

(5) 理容器具の消毒法

2 基礎技術

(1) 理容技術の意義と基礎知識

3 頭部技術

(1) 頭部技術の基礎知識

4 顔面技術

(1) 顔面技術の基礎知識

5 特殊技術

(1) 特殊技術の基礎知識

第7 理容運営管理

1 経営管理

(1) 理容業における経理事務

2 労務管理

(1) 理容業における労務管理

3 接客法

(1) 社会生活におけるエチケット

(2) 理容業における接客の意義と技術

(3) 理容業における消費者対応

第8 理容実習

1 器具の取扱実習

2 基礎技術実習

3 頭部技術実習

4 顔面技術実習

5 特殊技術実習

6 総合実習

美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準について（平成10年2月3日生衛発第125号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付けで公布され、平成10年4月1日より施行されることとなったが、指定規則第3条第1項第3号のホに基づき、別紙のとおり通信課程における授業方法等の基準を定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における美容師養成施設に対してその旨周知徹底願いたい。

なお、平成10年3月31日以前に美容師養成施設に入所した生徒であって、指定規則の施行の際現に入所中の生徒については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の取扱いとする。

【別紙】 美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準

1 総則

- (1) 美容師養成施設の通信課程における授業は、教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（以下「通信授業」という。）及び養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による授業（以下「面接授業」という。）の併用により行う。
- (2) 通信授業の実施に当たっては、添削等による指導（以下「添削指導」という。）を併せ行う。
- (3) 養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行う。

2 通信授業

- (1) 通信授業における教材は、次によるものであること。
 - ア 必修科目については、美容師の養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであって、「美容師養成施設の教科課程の基準」（以下「教科課程の基準」という。）に示す教科課程の各項目の内容に従って構成されるものであること。選択必修科目については、教科課程の基準に従い、各養成施設において、適切な構成とすること。
 - イ 各教科科目相互の関連が十分とれていること。
 - ウ 生徒の能力からみて程度が高過ぎるところはないこと。
 - エ 正確、公正であって、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。
 - オ 統計などの資料は、信頼性のある適切なものであること。
 - カ 自学自習についての便宜が適切に与えられていること。
- (2) 添削による指導は、必修科目については、教科課程の基準に示す教科課程の各項目について1回以上行うこと。選択必修科目については、進度に応じて適当な回数行うこと。
- (3) 添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。
- (4) 生徒からの質問は随時適切な方法で受け付け、十分に指導を行うこと。

3 面接授業

- (1) 面接授業は、通信授業及び添削指導との関連を考慮して行うこと。
- (2) 面接授業の内容は、必修科目については、別添「美容師養成施設の通信課程の面接授業における必修科目の内容の基準」によるものとし、選択必修科目については、各養成施設において、適切なものとする。
- (3) 面接授業の授業時間数は、次の表のとおりであること。ただし、美容所の従業者である生徒に対する面接授業にあつては、括弧内の数字によることができること。

必修科目	590 (295) 時間以上
関係法規・制度	10 (10) 時間以上
衛生管理	30 (30) 時間以上
美容保健	30 (30) 時間以上
美容の物理・化学	30 (30) 時間以上
美容文化論	15 (10) 時間以上
美容技術理論	15 (5) 時間以上
美容運営管理	10 (5) 時間以上
美容実習	450 (175) 時間以上
選択必修科目(実習を伴う各科目)	10 (5) 時間以上

- (4) 面接授業の1回の日数は、5日以上とし、1日の授業時間数は、7時間以内であること。
- (5) 同時に授業を行う1学級の生徒数は、40人を標準とすること。
- (6) 面接授業を行う場所は、当該養成施設の校舎であること。ただし、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒に対する面接授業を行う場所は、他の養成施設その他面接授業を行う場所として適当と認められる施設であること。

4 添削指導のための組織等

養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けること。

5 その他

(1) 養成施設は、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を適当な機関に委託することができること。この場合において、当該養成施設及び受託機関は、相互に連携を図り、生徒の学習に支障のないようにすること。

(2) 通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する機関については、美容師の養成、教育の円滑な運営を図るとともに、養成施設の運営の一部であることから、委託する事務の継続性、事務処理体制の確実性等を確保することが必要である。このため、委託先はこれらの趣旨を踏まえ営利を目的としない法人であること。

【別添】 美容師養成施設の通信課程の面接授業における必修課目の内容の基準

第1 関係法規・制度

1 衛生行政

(1) 衛生行政の意義

2 美容師法

(2) 法の目的

(3) 美容師に対する法的規制

(4) 美容所に対する法的規制

第2 衛生管理

1 公衆衛生概説

(1) 公衆衛生の意義

(2) 公衆衛生と美容業

(3) 保健所の業務

2 感染症

(1) 美容所における感染症対策

3 環境衛生

(1) 環境衛生の意義と目的

(2) 美容所における環境衛生

4 衛生管理技術

(1) 美容所における衛生管理の意義と目的

(2) 消毒法の選択と実施方法

(3) 消毒法の実習

第3 美容保健

1 人体の構造及び機能

(1) 人体の構造及び機能と疾病との関連

2 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能

(1) 皮膚及び皮膚付属器官の構造

(2) 皮膚の生理的作用と美容との関係

(3) 毛髪及び爪の生理的意義と特性

3 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生

(1) 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生と美容施術上の注意

4 皮膚及び皮膚付属器官の疾患

(1) 皮膚及び皮膚付属器官の疾患と美容との関係

(2) 化粧品によるかぶれと美容施術上の注意

第4 美容の物理・化学

1 美容の物理

(1) 美容業で使用される機械器具の構造、原理、機能及び操作方法に係る物理の基本事項

(2) 美容業で使用される機械器具の使用上の注意及び保守管理の方法

2 化粧品の化学

(1) 化学薬品の取扱い、溶液の調整法等の実習

(2) 化粧品の種類、使用目的、成分、作用原理及び使用上の注意

第5 美容文化論

1 美容文化史

(1) 美容ファッションの変遷

(2) 美容業における流行の意義と役割

2 美容デザイン

(1) 造形及び色彩の原理

- (2) 美容における造形及び色彩の意義と応用
- 3 服飾
 - (1) 美容における服飾の意義
 - (2) 衣服に関するエチケット
- 第6 美容技術理論
 - 1 器具の取扱い
 - (1) 美容器具の種類、各部の名称及び使用目的
 - (2) 美容器具の選定法、研磨法、基本的操作法及び手入れ法
 - (3) ヘアドライヤー、ヘアスチーマー及びブラシの使用目的と手入れ法
 - (4) 被布及び布片類の使用目的
 - (5) 美容器具の消毒法
 - 2 基礎技術
 - (1) 美容技術の意義と基礎知識
 - 3 頭部技術
 - (1) 頭部技術の基礎知識
 - 4 特殊技術
 - (1) 特殊技術の基礎知識
 - 5 和装技術
 - (1) 和装技術の基礎知識
- 第7 美容運営管理
 - 1 経営管理
 - (1) 美容業における経理事務
 - 2 労務管理
 - (1) 美容業における労務管理
 - 3 接客法
 - (1) 社会生活におけるエチケット
 - (2) 美容業における接客の意義と技術
 - (3) 美容業における消費者対応
- 第8 美容実習
 - 1 器具の取扱実習
 - 2 基礎技術実習
 - 3 頭部技術実習
 - 4 特殊技術実習
 - 5 和装技術実習
 - 6 総合実習